

平成 21 年 4 月 9 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 U C S 代 表 者 名 代表取締役社長 山下 正行 (JASDAQ・コード番号:8787) 問 合 せ 先 執行役員 業務本部長 後藤 秀樹電 話 番 号 0587-24-9028

## 定款の一部変更に関するお知らせ

平成21年4月9日開催の取締役会において、平成21年5月28日開催予定の第18回 定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

## 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 定款変更の効力発生予定日 平成 21 年 5 月 28 日 (木曜日) 平成 21 年 5 月 28 日 (木曜日)

以 上

	(下線部分は変更箇所を示しております	. )
現行定款	変 更 案	
第2章 株式	第2章 株式	
(株券の発行)	(削除)	
第7条 当会社は、株式に係る株券を発行す		
<u>3.</u>		
(単元株式数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数)	
第8条 当会社の単元株式数は、100株と	第7条 当会社の単元株式数は、100	株と
する。	する。	
2. 当会社は、前条の規定にかかわらず、	(削除)	
単元未満株式に係る株券を発行しない		
ことができる。		
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)	
第9条 当会社の株主 (実質株主を含む。以	第8条 当会社の株主は、その有する単	元未
下同じ。) は、その有する単元未満株	ー 満株式について、次に掲げる権利	以外
式について、次に掲げる権利以外の権	の権利を行使することができない	
利を行使することができない。		
(1)会社法第189条第2項各号に掲げ	(1)会社法第189条第2項各号に	掲げ
る権利	る権利	
(2) 会社法第166条第1項の規定によ	(2)会社法第166条第1項の規定	によ
る請求をする権利	る請求をする権利	
(3)株主の有する株式数に応じて募集	(3) 株主の有する株式数に応じて	募集
株式の割当ておよび募集新株予約		
権の割当てを受ける権利	権の割当てを受ける権利	
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)	
	第9条 当会社は、株主名簿管理人を置	٠,
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱		
場所は、取締役会の決議によって定		
め、これを公告する。	め、これを公告する。	- / -
3. 当会社の株主名簿 (実質株主名簿を		·約権
含む。以下同じ。)、新株予約権原簿お		
よび株券喪失登録簿の作成ならびに	1	
備置きその他の株主名簿、新株予約権	<u> </u>	
原簿および株券喪失登録簿に関する		
事務は、これを株主名簿管理人に委託		
し、当会社においては取扱わない。		
第11条~第39条 (条文省略)	第10条~第38条 (現行どおり)	
(新設)	附則	
	<del>『                                    </del>	およ
	び備置きその他の株券喪失登録簿に関	
	事務は、これを株主名簿管理人に委託し	
	会社においては取り扱わない。	• -
	第2条 前条および本条は、平成22年	1月
	5日まで有効とし、平成22年1月6日	
1	-1.50 -1.70 - 50 -1.70 - 1.71 - 1.71	

って前条および本条を削るものとする。